

重要事項説明書

N O S A I 山形

この「説明書」は、各共済事業のご契約に伴う重要事項のうち、ご加入される皆さまに、あらかじめご承知いただきたい契約上、特に重要な事項を記載したものです。加入お申込みの際は、この説明書、約款等をご確認下さい。

◎ 共通事項

1. ご契約は、別途定めている各共済事業の加入申込書に、加入者が必要事項を記入、押印して山形県農業共済組合（以下「組合」といいます。）に申込み、組合がその申込みを受諾したときに成立します。ただし、農作物共済の水稻については35アール以上、麦については10アール以上の耕作者は、加入申込の有無に関わらず当然にご契約が成立します。
なお、加入申込書には、事実を正確にご記入下さい。記入内容が事実と異なるときには、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合があります。
加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いたときは、速やかに組合にお知らせ下さい。
2. 農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合と国の2段階による責任分担を行い、危険分散を図ることで、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。
3. 加入している共済目的の譲渡があった場合は、譲受人が組合に対して2週間以内に必要な書面を添えてこれの申請をし、組合の承諾を得ることでその共済関係を承継することができます。譲渡、相続その他の包括継承があった場合には必ず行って下さい。
4. 加入いただいた共済目的について、通常すべき管理、その他損害防止を怠らずに行って下さい。
5. 組合は、損害の防止又は損害の認定のため必要があるときは、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な調査を行うことができます。
6. 共済事業ごとに共済事故の認定などに様々な通知が必要です。遅滞なく組合にお知らせ下さい。
7. 全共済事業に共通して共済金の支払いができない損害として、次のものがあります。
 - ・戦争その他の変乱によって生じた損害
 - ・組合員又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害（ただし、組合員が損害賠償を目的に、他人の所有するものを共済に付した場合は「故意」によるものとします。）
 - ・共済金の取得を目的とした組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害
8. 組合は、共済金を支払ったときは、共済事故による損害が生じたことにより組合員が取得する債権を代位します。
9. 共済掛金の納入及び共済金の支払いを適正に行うため、金融機関の登録をいただいております。口座振替手続がお済みでない方はお早めにお申し出下さい。また、金融機関を変更した場合は、速やかに、その旨を組合にお知らせ下さい。なお、共済掛金については、期限内の納入をお願いします。

◎事業ごとの説明事項

1. 農作物共済(水稲、麦)

選択できる加入方式は以下のとおりです。

加入方式	内 容
一筆方式 (水稲・麦)	耕地ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）が、その耕地の基準収穫量に農家が選択した共済金支払開始損害割合（以下「支払開始割合」といいます）を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 3割を選択・・・基準収穫量の7割を補償 〃 4割を選択・・・ 〃 6割を補償 〃 5割を選択・・・ 〃 5割を補償
半相殺方式 (水稲・麦)	農家の被害耕地に係る減収量の合計がその農家の基準収穫量（その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計）に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 2割を選択・・・基準収穫量の8割を補償 〃 3割を選択・・・ 〃 7割を補償 〃 4割を選択・・・ 〃 6割を補償
全相殺方式 (水稲・麦)	農家ごとの減収量（その農家の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量）が、その農家の基準収穫量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 1割を選択・・・基準収穫量の9割を補償 〃 2割を選択・・・ 〃 8割を補償 〃 3割を選択・・・ 〃 7割を補償
品質方式（水稲） 災害収入共済方式 （麦）	品質を加味した農家の収穫量がその農家の基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額に農家が選択した補償割合（9・8・7割）を乗じた金額に達しないときに共済金を支払う方式 補償割合 9割を選択・・・生産金額が基準生産金額の9割を下回った時に補償 〃 8割を選択・・・ 〃 8割 〃 〃 7割を選択・・・ 〃 7割 〃

※新規需要米（加工用米・備蓄米・飼料用米・米粉用米・輸出用米）も穀実の収穫を目的としているものは主食用米と同じく水稲共済の補償対象となっています。

※期日までに選択の申出がない場合は、一筆方式、5割補償とします。

(1) 共済事故

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象となる災害又は事故（以下「共済事故」といいます。）は次のとおりです。

風水害、干害、ひょう害、冷害、凍霜害、暖冬害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震害、雷害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害、及び品質方式・災害収入共済方式は品質の低下を伴う生産金額の減少を含みます。

(2) 共済責任期間

本田移植期（水稲直播及び麦は発芽期）から収穫までです。ただし、収穫とは適期に刈取り、適期に圃場から搬出することです。

(3) 収穫量とする基準

縦目ぶるいが、水稲にあっては1.8mm以上の玄米（飼料用米は篩下分も加味）、麦にあっては小麦が2.0mm以上の上麦、6条大麦にあっては1.8mm以上の上麦を基準として収穫量とします。

(4) 共済金額（補償金額）

- ① 一筆方式 : 1 kg当たり共済金額×耕地の基準収穫量×補償割合（7・6・5割）
- ② 半相殺方式 : 1 kg当たり共済金額×組合員の基準収穫量×補償割合（8・7・6割）
- ③ 全相殺方式 : 1 kg当たり共済金額×組合員の基準収穫量×補償割合（9・8・7割）
- ④ 品質方式、災害収入共済方式：基準生産金額×補償割合（9・8・7割）

注）品質方式、災害収入共済方式については、上記の農家が選択した金額から組合が定める最低割合（6割）を乗じて求めた額の範囲内で申し出た金額となります。

注）1 kg（単位）当たり共済金額は、過去の一定年間における平均価格をもとに、毎年国から告示されます。原則として最高額を採用しておりますが、組合員の申し出により選択が可能です。

注）基準生産金額は、過去5年間の出荷実績に基づく平均的な生産金額として農家単位に設定します。

(5) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

水稻の共済掛金率は組合員個別の金額被害率をもとに危険段階別に定められています。

共済掛金率は3年を基本として改定されます。

共済掛金に対して国庫負担があり、農家負担掛金の軽減が図られています。

(6) 共済金をお支払いできない場合

共済事故による損害でも、次の場合には共済金の全部又は一部につき、お支払いできません。

- ・損害防止の義務を怠ったとき。
- ・損害防止の処置の指示に従わなかったとき。
- ・共済事故発生通知義務を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ・共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって共済細目書に不実の記載をしたとき。
- ・提出した共済細目書に生じた変更の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ・正当な理由がないのに組合員負担共済掛金の払い込みを遅滞したとき。

(7) 分割評価

肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切、その他共済事故以外の原因による減収量は、分割減収量として支払対象から除いて取り扱います。

(8) 組合員の通知義務

共済事故が発生したとき、又は共済金の支払いの対象となる被害を受けたときは、直ちにその旨を組合にお知らせ下さい。また、収穫期において、共済金支払いの対象となるような被害を受けている場合は、改めて組合に損害通知をお願いします。収穫後の損害評価は行えませんので、収穫前に必ず連絡をお願いいたします。

(9) 経営所得安定対策との関連について（麦）

「畑作物の直接支払交付金申請者」（経営所得安定対策実施要綱のIVの第1の1の（1））として、高い単位当たり共済金額を選択した場合は、次により営農継続支払額が共済金から控除されることや、支払共済金を返還いただく場合があります。

- ・当年の生産量にかかる数量払交付金が営農継続支払額に満たなかった場合、共済金は営農継続支払額を控除して算出します。
- ・共済金を受領したあとで、畑作物の直接支払交付金が交付されなかった場合（共済事故による場合を除きます。）には、当組合から掛金の一部を返還し、お支払いした共済金の一部を返還していただきます。

2. 家畜共済

家畜共済に加入している家畜の死亡、廃用による損失が発生したとき、又は疾病及び傷害が発生し治療を要したときに共済金を支払う事業です。

(1) 加入条件、引受方式及び契約の成立

① 加入条件

家畜共済には、牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者で、組合の区域内に住所を有するものが加入できます。ただし、農作物共済に加入している農家で、牛又は馬を飼養するものは、家

畜共済に加入しなければならないこととされています（義務加入）。

家畜共済では、引受時点（共済責任期間開始時期）において、個体ごとに健康検査と個体の評価を行います。

② 引受方式（包括加入）

家畜の種類ごとに全頭加入することになっています。牛の胎児は、加入時にすべて母牛とともに加入となります。ただし、申し出により包括対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、子牛等を共済目的としないことができます。包括加入では、共済責任開始後、新しく導入された家畜又は加入資格月（日）齢に達した家畜は、自動的に加入することとなります。

※ 加入方式には上記の包括共済方式と対象家畜1頭ごとに加入する個別共済方式がありますが、個別共済方式は加入対象家畜を種雄牛及び種雄馬に限定しています。

肉豚の加入方式は次のとおりです。

特定肉豚 基準に達したものを農家単位ごとに1年間補償します。

一般肉豚 飼養区分ごとに出生後第8月の末日まで補償します。

（共済目的）

- ・牛 出生後第4月の末日を経過したもの。
- ・子牛等 子牛及び授精又は受精卵移植後240日に達する可能性のある胎児。
- ・馬 出生した年の末日を経過したもの。
- ・種豚 出生後第5月の末日を経過したもの。
- ・肉豚 出生後第20日（その日に離乳していないときは離乳した日）を経過したもの。

③ 契約の成立

家畜共済の契約は、加入者が別途定める家畜共済加入申込書に必要事項を記入、押印して組合に申込み、組合がその申込みを受諾したときに成立します。また、継続加入の場合は、別に定める継続加入申込書に押印して組合に申込み、納入期限（2週間の猶予期間があります）までに掛金を納入していただければ、共済関係が継続します。

なお、家畜共済では、責任期間内に飼養を中止しても解約はできません。

(2) 共済事故

① 死産事故

次の場合に共済金支払いの対象となります。

- ・加入家畜が死亡したとき（と殺による死亡及び国が全額手当金等で補償する死亡を除く。授精又は受精卵移植後240日以上の子牛の胎児の死亡を含む）。
- ・疾病又は不慮の傷害（第3号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によって死にひんしたとき。
- ・不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。（国が全額手当金等で補償する殺処分等が行われることが判明した時を除く。）
- ・骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。（第3号）
- ・盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実が明らかとなった日から30日を下らない範囲内において共済規程等で定める期間以上生死が不明でないとき。
- ・乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であって共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき。ただし、10才を超えない牛で、原則として分娩後18ヵ月以上経過し、10ヵ月以上の治療経過を有するもの。
- ・乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であって共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期（当該家畜が現実に搾乳する期間）において明らかとなったとき。ただし、分娩後120日以降に発症している場合は、妊娠しているか人工授精を行っていることが妊娠鑑定書又は人工授精証明書により明らかなき。
- ・牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなき。
- ・と畜場で牛白血病と診断され全部廃棄となったとき。

② 病傷事故（肉豚を除く）

加入家畜が病気やケガをした時、一定限度まで家畜共済で治療が受けられます。

③ 事故除外

包括共済では、一定の条件を満たせば、事故の一部を共済事故から除外して加入することができます。この場合、除外に見合う共済掛金が割引されます。

(3) 共済責任の開始と共済掛金期間

共済責任は、共済掛金の払込みを受けた日の翌日から開始されます。また、共済掛金期間は1年間です。（ただし、肉豚の特定包括共済関係を除く包括共済関係では出生後第8月の末日まで）

(4) 共済金額

共済価額（評価額）の2割から8割の範囲内で加入できます（肉豚は5割から8割まで）（付保割合）

共済価額とは、包括共済対象家畜の種類ごとの評価額の合計額（肉豚の特定包括共済関係を含む）です。ただし、肉豚の特定包括共済を除く包括共済関係においては、飼養区分ごとの肉豚の評価額の合計額。

共済価額×（2割～8割）＝共済金額

この共済金額は、共済掛金期間中飼養頭数が増えた場合や、死亡又は廃用により共済金額が減少した場合には、共済金額及び付保割合が減少しないように掛金を追加払いし、増額することができます。なお、共済掛金期間の開始後に、共済価額が著しく減少したときは、新たな共済掛金期間の開始の時に於いて、将来に向けて、共済金額の減額を請求することができます。

(5) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

多くの共済目的で共済掛金率は組合員個別の金額被害率をもとに危険段階別に定められています。共済掛金率は金額被害率をもとに3年を基本として改定されます。

共済掛金に対して牛・馬は5割、豚は4割の国庫負担があり、農家負担掛金の軽減が図られています。

(6) 共済掛金の分割納入

組合員が、一時に高額の共済掛金を納入できない場合は、3回に分けて納入することができます。その場合、連帯保証人と連署の上、印鑑証明書を添付して申請して下さい。

ただし、分割納入2回目以降の掛金の払込を遅延し、かつ2週間の猶予期間を過ぎても払い込まれなかった場合は、延滞金（千円未満は除く）が加算されます。また、その間に発生した共済事故は免責となります。

なお、共済掛金期間内に養畜の業務を停止した場合は組合に届けるとともに、未納入の共済掛金を一括繰上げ納入しなければなりません。

(7) 共済金

共済事故が発生した場合、組合に連絡しなければなりません。連絡が遅れた場合、共済金の減額払い若しくは支払われないこともあります。また、受診時及び組合が行う死廃事故の確認時には原則として立ち合っていただきます。なお、診療を受けた時は獣医師から診療種別等通知書の交付を受け、3年間保存して下さい。

① 死廃事故

・次の（ア）、（イ）で算出された額のうち、いずれか少ない方が支払額となります。

（ア）支払共済金の額＝〔事故家畜（胎児）の価額－廃用家畜の評価額又は肉皮等残存物価額、補償金等〕×共済金額／共済価額

注）廃用家畜の評価額及び肉皮等残存物価額は、別に算出される基準額を下限として認定されます。ただし、いずれも事故家畜の1/2を限度として計算します。

（イ）純損害額＝事故家畜の価額－（廃用家畜の評価額又は肉皮等残存物価額＋手当金＋支援金＋補償金等）

・補償金等には、互助金、国からの手当金が含まれます。

・火災、伝染性の疾病、風水害、気象上の災害（地震及び噴火を含む。以下「特定事故」という。）以外の事故については、支払限度額までの支払いとなります。

なお、支払限度額については支払限度額の適用除外基準が設けられており、過去3年間の平均被害率（肉牛にあつては、最大位の被害率を除く2カ年の平均被害率）が基準を下回る場合に適用されません。また、共済掛金期間開始後最初に発生した特定事故以外の事故で支払限度を超えた場合等は支払限度額の大小にかかわらず、その適用を受けません。

② 病傷事故

共済金 = 10円 × B種総点数

- ・対象家畜ごとに定めた給付限度額の範囲内で、初診料を除き病傷給付基準に基づき、疾病及び傷害の診療費を給付します。

(8) 共済金をお支払いできない場合

- ① 通常すべき飼養管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止処置について組合の指示に従わなかった場合。
- ② 加入申込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。（すでに疾病にかかっていたり、傷害を受けているにもかかわらずこれを通知しない場合等）
- ③ 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込みがなされなかった場合。
- ④ 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- ⑤ 新規引受家畜及び追加引受家畜においては、当該共済事故の原因が、共済責任の始まった後に生じたことが明らかでない限り、共済責任の始まった日から2週間を待期間とし、その間に生じた共済事故については、共済金の請求はできません。

(9) 免責（死廃事故）

組合員が、その責任において当然なすべき損害防止措置を怠って発生した死廃事故等に対しては、免責が適用され、共済金の支払額が減額されます。

- ① 損害発生通知義務に対する違反 重大な過失：50%、事故発生後一両日を経過：20%
- ② 飼養管理、飼料給与などの損害防止義務に対する違反 50%
- ③ 損害防止処置の指示に従わずに発生した事故 20%
- ④ 継続した改善指示にもかかわらず明確な改善が見られず発生した事故 50%
- ⑤ 共済目的の異動による共済価額の減少を通知しなかった場合、正しく通知が行われたとして計算した額と通知がなかったものとして計算した額の差額は免責
- ⑥ と畜場で牛白血病と診断され、食肉衛生検査所の発行する全部廃棄証明書等が届いて3日以内に組合に通知しなかった場合 10%
- ⑦ 牛白血病感染拡大防止措置を行っていない場合 40%

(10) 免責（病傷事故）

組合員が、病傷事故の発生通知及び請求（病傷事故診断書）の遅延した場合には、免責が適用され、共済金の支払額が減額されます。

(11) 異動通知

包括共済関係にある農家が、新たに牛、馬、豚を導入して頭数が増えたり出生した場合、又は飼養しなくなったときは組合に連絡しなければなりません。（組合に連絡がない場合は共済金の支払いができません）

(12) 告知義務違反による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾の時から6ヵ月を経過したときは、消滅します。

なお、加入申込みの承諾の当時に組合が不実の告知の事実を知っていたり、共済媒介者が組合員に対し不実の告知を勧めたときなどは、解除できません。

(13) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由。

(14) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任は負いません。

(15) 他人の家畜を家畜共済に付した場合

他人の家畜を飼養する者が、損害賠償を目的に家畜共済に付したときは、損害賠償請求権を有する所有者が共済金を請求する権利について先取特権を有します。債務の弁済又は所有者の承諾があれば、決められた範囲内で直接請求ができます。この場合、損害賠償請求権を有する所有者への譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関する差し押さえができます。

3. 果樹共済

果樹共済に加入している果樹の果実に減収と品質の低下が発生したとき、又は樹体に損害が発生したときに共済金を支払う事業です。本県ではりんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かきの6樹種で加入ができます。

(1) 果樹共済の種類及び共済目的の種類

① 収穫共済

果樹共済の種類等		共済事故	内 容	加入条件		
半相殺方式 (農家単位 で被害樹園 地の減収分 のみによる 損害を把握 する方式)	減 収 総 合 方 式	一般方式	風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害湿潤害、雷害、その他気象上の原因による災害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害による果実の減収による損害	<ul style="list-style-type: none"> 責任期間…花芽の形成期から翌年の収穫まで。 被害樹園地の減収量(その樹園地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)の合計がその農家の基準収穫量(その農家の樹園地ごとの基準収穫量の合計)の3割を超えるときに共済金を支払います。(類ごとに共済金を算定。以下同じ) *樹園地単位方式は樹園地ごとに減収量が基準収穫量の4割を超えるときに共済金を支払います。(類ごとに共済金を算定。以下同じ) 	類区分ごとに5a以上栽培している農家が加入できます。 加入資格のあるすべての園地について加入が必要です。	
		短縮方式	同上の共済事故で、責任期間内の災害による果実の減収による損害			同上の方式と同じ内容で共済責任期間の短縮されたもので、発芽期から果実を収穫するまでの期間となります。
半相殺方式 (農家単位 で被害樹園 地の減収分 のみによる 損害を把握 する方式)	特 定 危 険 方 式	減収暴風雨方式	最大風速 13.9 m/s以上又は最大瞬間風速 20.0 m/s以上の暴風雨による果実の減収による損害	<ul style="list-style-type: none"> 責任期間…発芽期からその年の収穫まで。 特定された共済事故による被害樹園地ごとの減収量の合計が、その農家の基準収穫量の2割を超えるときに共済金を支払います。(類ごとに共済金を算定。以下同じ) *樹園地単位方式は、樹園地ごとに減収量が基準収穫量の3割を超えるときに共済金を支払います。(類ごとに共済金を算定。以下同じ) 	樹種ごとの栽培面積が20a(おうとうは10a)以上で、かつ、5年以上の栽培経験を有すること。 加入資格のあるすべての園地について加入が必要です。	
		減収ひょう害方式	降ひょうによる果実の減収による損害			
		減収凍霜害方式	凍傷又は降霜による果実の減収による損害			
樹園地単位方式 (被害樹園地ごとに損害を把握する方式)						

る方式)	減収暴風雨・ひょう害方式	暴風雨又は降ひょうによる果実の減収による損害	を算定。以下同じ)	す。
	減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう、凍傷又は降霜による果実の減収による損害		
全相殺方式 (農家単位で増収分と減収分とを相殺して損害を把握する方式)	減収総合方式	一般方式と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 責任期間…花芽の形成期から翌年の収穫まで。 減収量(その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、その農家の基準収穫量の2割を超えるときに共済金を支払います。 	J A等に概ね全量出荷し、収量、価格に関する過去5年間の出荷資料を提出できること。

注) 類区分とは、果樹の品種、栽培方法等に応じて農林水産大臣が定めます。本県では主に収穫時期(早生、中生、晩生等)で区分されています。さらに、果実の単位当たり価額により細区分しています。

注) 樹園地単位方式とは、被害樹園地ごとに損害を把握し共済金を算定する方式です。引受方式、共済事故、加入条件は半相殺方式と同じですが、最高補償割合が異なるため支払共済金に違いが生じます。引受方式別の補償割合等は以下のとおりです。

引受方式	最低補償割合	最高補償割合
半相殺減収総合方式(一般・短縮)	40%	70%
樹園地単位減収総合方式(一般・短縮)	40%	60%
半相殺特定危険方式	40%	80%
樹園地特定危険方式	40%	70%
全相殺方式	40%	70%

② 樹体共済

共済事故	内 容	加入条件
風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害湿潤害、雷害、その他気象上の原因による災害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害により樹体の枯死、流失、滅失、埋没及び損傷	損害の額が共済価額の1割又は10万円のいずれか小さい方の額を超えるとときに共済金を支払います。責任期間は花芽の形成期から1年間となります。	共済目的の種類ごとに5a以上栽培していること。

(2) 収穫量とする基準

- ◇りんご さび等の被害が甚だしくないもの、腐敗・変質がないもの、打傷等が果面全体の半分に満たないもの
- ◇ぶどう 腐敗、変質粒、又は未熟粒でないもの
- ◇なし さび等の被害が甚だしくないもの、果汁がにじみ出ていないもの、腐敗・変質がないもの、打傷等が果面全体の半分に満たないもの
- ◇もも 傷害等の被害が甚だしくないもの、果汁がにじみ出ていないもの、腐敗・変質がないもの

◇おうとう 果汁がにじみ出ていないもの、灰星病等が果実に表れていないもの、汚損が甚だしくないもの、腐敗していないもの

◇かき 果皮の裂傷が甚だしくないもの、傷害等が果肉まで影響していないもの

(3) 樹体共済で損害とする基準

樹冠容積の1/2以上の損傷と認められるもの

(4) 共済金額

ア 半相殺方式、樹園地単位方式、全相殺方式

共済目的の種類等（＝類区分）ごとに、果実の単位（1 kg）当たり価額に標準収穫量を乗じて得た金額（以下「標準収穫金額」）に、引受方式ごとに加入者が申し出た補償割合を乗じて得た金額となります。

なお、果実の単位当たり価額は、細区分ごとに農林水産大臣の告示額により決定します。

イ 樹体共済

樹体共済価額に加入者が申し出た補償割合を乗じて得た金額となります。

共済金額の基礎となる標準収穫量及び樹体共済の共済価額は、次の手順により算定し、組合が決定しています。

① 半相殺方式・樹園地単位方式

果樹は永年作物の特性から、成長に応じて収穫量が増大し、盛果期を過ぎると次第に減退していくものであることから、組合が作成した樹齢別に10アール当たり及び1本当たりの標準収穫量を基に、次の事項を参酌して標準収穫量を決定しています。

- ・当該樹園地の立地条件、肥培管理状況、損害評価実績
- ・当該樹園地の細区分ごとに高接ぎ、樹体の損傷等があった場合には、台木の樹齢、高接ぎの方法、高接ぎ後の経過年数、樹体の損傷程度、損傷後の経過年数等

ただし、特定危険方式の申込者についての当該樹園地の当該細区分等に係る標準収穫量は、花芽の形成期から発芽期までの期間内（共済責任期間開始前）において、果実の減収をもたらすと見込まれる被害が発生していると認められる場合は、当該期間内に被害がなかった値を1とし、この1から当該樹園地における現地調査により算定した期間内における被害割合を差し引いて得た割合を乗じて得た値としています。

② 全相殺方式

全相殺方式については、組合が細区分等ごと及び申込者ごとに、最近5か年の出荷資料を基に算出した、平均10アール当たり収穫量と10アール当たり収穫量伸び率、及び細区分等に係る引受面積等から標準収穫量を決定します。

③ 樹体共済

樹体共済は、細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの標準収穫量に、細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じ、これに細区分及び樹齢区分に係る換算係数を乗じて共済価額を決めています。

(5) 基準収穫量の設定

基準収穫量とは、被害があったとき損害評価の基準となるもので、組合が加入者の樹園地ごとに定める基準収穫量は、次の方法により定めています。

① 半相殺方式及び樹園地単位方式の減収総合方式

共済責任期間の開始後当該年産の果実に係る開花期までに、共済目的の種類等の細区分ごと、引受の対象となった樹園地ごとに、園地条件、栽培管理及び隔年結果の状況を調査の上、損害評価実績を勘案して標準収穫量を調整して定めます。

② 半相殺方式及び樹園地単位方式の特定危険方式

摘果終了時後、速やかに、すべての加入者の全樹園地について、着果数を調査します。この着果数と、標準収穫量を共済目的の種類等の細区分ごとの平均果実重（代表的な集出荷施設の最近2年間の出荷実績等から算出したもの）で除して得た数量とのいずれか大きい数を着果数とし、この着果数に共済目的の種類等の細区分ごとの平均果実重を乗じて定めます。

③ 全相殺方式

細区分等ごと、加入者ごとに、農業協同組合等の協力を得て、前年産の出荷資料から当年産の10アール当たりの収穫量を算出し、最近6か年の10アール当たり収穫量と比較検討し決定

します。

(6) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

共済掛金率は多くの共済目的で組合員個別の金額被害率をもとに危険段階別に定められています。共済掛金に対して5割の国庫負担があり、農家負担掛金の軽減が図られています。

共済関係の成立後に、共済事故となる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、将来に向かって、相当する共済掛金の減額を請求することができます。

(7) 共済金をお支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

- ① 加入者が損害防止の義務を怠ったとき
- ② 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- ③ 加入者が損害発生の通知を怠り、故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき
- ④ 加入者が加入申し込みの際、加入申込書に記入する事項について、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき
- ⑤ 加入者が、加入している果樹を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき又は細区分に影響する栽培方法の変更をしたことについての通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- ⑥ 加入者が、加入した細区分に係る栽培方法をその細区分に係る栽培方法以外のものに変更した場合、その変更の結果通常生ずるべき損失の額
- ⑦ 加入者が植物防疫法の規定に違反したとき
- ⑧ 共済事故発生の際の調査を妨害したとき

(8) 分割評価

肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切、その他共済事故以外の原因による減収量は、分割減収量として支払対象から除いて取り扱います。

(9) 共済責任期間中の通知義務

共済期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠ったときは、共済金をお支払いできない場合や契約を解除・失効しなければならない場合もあります。

- ① 加入した果樹を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき
- ② 加入した果樹についての栽培方法を加入した細区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものへ変更したとき

(10) 損害発生の通知

加入した果樹に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いいたします。

(11) 損害防止の義務

加入者は、加入した果樹について、通常の管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。

(12) 告知義務違反による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾の時から6ヵ月を経過したときは、消滅します。

なお、加入申込みの承諾のときに組合が不実の告知の事実を知っていたり、共済媒介者が組合員に対し不実の告知を勧めたときなどは、解除できません。

(13) 共済掛金不払の場合の共済関係の解除

正当な理由がなく組合が指定する払込期日までに共済掛金の払い込みが遅滞したときは、共済関係を解除します。

(14) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由。

(15) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任は負いません。

4. 畑作物共済（大豆、そば、ホップ、蚕繭）

そば及びホップ共済は、災害による減収量が、農家ごとの基準収穫量の20%（全相殺方式）を超えた部分に共済金を支払う事業です。大豆共済は、災害による減収量が、農家ごとの基準収穫量の20%（半相殺方式）又は10%（全相殺方式）を超えた部分に共済金を支払う事業です。また蚕繭共済は、災害による減収量が、農家ごとの基準収繭量の20%を超えた部分に共済金を支払う事業です。

(1) 共済事故

○大豆、そば、ホップ

風水害、干害、冷害、ひょう害、凍霜害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害です。

○蚕繭（蚕児）

風水害、地震による災害、噴火による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害です。

○蚕繭（桑葉）

風水害、干害、凍霜害、ひょう害、雪害、冷害、冷湿害、地震による災害、噴火による災害、雷害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、獣害です。

(2) 共済責任期間

○大豆、そば、ホップ

発芽期（移植をする場合は移植期）から収穫までです。ただし、収穫とは適期に刈取り、適期に圃場から搬出することです。

○蚕繭

桑の発芽期（春蚕繭は桑の発芽期前の12月1日）から収繭までです。

(3) 収穫量とする基準

○大豆 農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）第1の7の(3)のハに規定する特定加工用大豆の品位以上であるもの。

○そば 食料そばとして市場等に出荷できる品位に該当するもの。

○ホップ ビール醸造原料用として工場に出荷できる品位に該当するもの。

○蚕繭 出荷できる品位に該当するもの。

(4) 共済金額

基準収穫（繭）量に共済規程で定めた方式ごとの割合を乗じ、さらに単位当たりの共済金額を乗じて得た金額。

注）1kg（単位）当たり共済金額は、過去の一定年間における平均価格をもとに、毎年国から告示されます。原則として最高額を採用しておりますが、組合員の申し出により選択が可能です。

(5) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

大豆の共済掛金率は組合員個別の金額被害率をもとに危険段階別に定められています。

共済掛金率は3年を基本に改定されます。

共済掛金に対して大豆・そば・ホップでは55%、蚕繭では50%の国庫負担があり農家負担掛金の軽減が図られています。

(6) 共済金をお支払いできない場合

共済事故による損害でも、次の場合には、共済金の全部又は一部につきお支払いできません。

- ・損害防止の義務を怠ったとき。
- ・損害防止の処置の指示に従わなかったとき。
- ・共済事故発生通知義務を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(7) 分割評価

肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切、その他共済事故以外の原因による減収量は、分割減収量として支払対象から除いて取り扱います。

(8) 組合員の通知義務

- ① 加入申込書に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を組合にお知らせ下さい。
- ② 大豆、そば、ホップについて、次に掲げる事項が生じたときは、遅滞なく、その旨を組合にお知らせ下さい。
 - ・共済目的を譲渡したとき
 - ・収穫適期前に刈り取り、抜き取りもしくはすき込むとき
 - ・栽培方法を変更したとき
 - ・大豆およびそばにかかる全相殺方式において収穫物の出荷計画を変更したとき
また、蚕繭については、次に掲げる事項が生じたときは、遅滞なく、その旨を組合にお知らせ下さい。
 - ・共済目的を譲渡したとき
 - ・収繭期前の棄蚕をするとき
- ③ 共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を組合にお知らせ下さい。
- ④ 共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の事項を組合にお知らせ下さい。
 - ・災害の種類
 - ・災害の発生日
 - ・災害により被害を受けた場所、その他災害によって生じた損害の状況
 - ・その他災害の状況が明らかとなる事項

(9) 経営所得安定対策との関連について（大豆・そば）

「畑作物の直接支払交付金申請者」（経営所得安定対策実施要綱のIVの第1の1の（1））として、高い単位当たり共済金額を選択した場合は、次により営農継続支払額が共済金から控除されることや、支払共済金を返還いただく場合があります。

- ・当年の生産量にかかる数量払交付金が営農継続支払額に満たなかった場合、共済金は営農継続支払額を控除して算出します。
- ・共済金を受領したあとで、畑作物の直接支払交付金が交付されなかった場合（共済事故による場合を除きます。）には、当組合から掛金の一部を返還し、お支払いした共済金の一部を返還していただきます。

(10) 告知義務違反による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾の時から6ヵ月を経過したときは、消滅します。

なお、加入申込みの承諾のときに組合が不実の告知の事実を知っていたり、共済媒介者が組合員に対し不実の告知を勧めたときなどは、解除できません。

(11) 共済掛金不払の場合の共済関係の解除

正当な理由がなく組合が指定する払込期日までに共済掛金の払い込みが遅滞したときは、共済関係を解除します。

(12) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由。

(13) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任は負いません。

5. 園芸施設共済

園芸施設共済に加入している特定園芸施設、附帯施設、又は施設内農作物に損害が発生したときに共済金を支払う事業です。

(1) 共済事故

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故は、次のとおりとなります。

- ① 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ② 火災
- ③ 破裂及び爆発
- ④ 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- ⑤ 車両及びその積載物の衝突及び接触
- ⑥ 病虫害
- ⑦ 鳥獣害

(2) 共済責任期間の開始日及び共済責任期間

共済責任期間の開始日は、共済掛金の払込みを受けた日の翌日からとなります。ただし、継続加入の場合は、従前の共済責任期間の終了する日の1ヵ月前から終了する日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けたときは、当該共済責任期間の終了する日の翌日からとなります。

また、契約に基づいて補償する期間は、共済責任開始から、原則1年間です。しかし、設置期間又は被覆期間が周年でない等の理由により、加入者が2ヵ月以上1年を超えない共済責任期間を申し出た場合は、その期間となります。この場合、掛金は共済責任期間の月数に応じて算定した額となります。

(3) 共済金額

共済金額は、加入申込みのときに加入される特定園芸施設（附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」といいます。）、特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額ごとに、共済価額に100分の40を乗じて得た金額を下らず100分の80を超えない範囲内において、加入者が申し出た金額です。

共済金額の基礎となる特定園芸施設の共済価額、附帯施設の共済価額、施設内農作物の共済価額、特定園芸施設撤去費用額の共済価額及び園芸施設復旧費用額の共済価額は、「園芸施設共済評価要領」により、次のように算定し、組合が決定します。なお、再建築価額は、あらかじめ全国共通の標準価額を定めています。（再建築価額が別の方法で適正に算定できる場合には、その方法で算定できます。）

① 特定園芸施設の共済価額の算定

ガラス室の共済価額＝再建築価額×時価現有率

プラスチックハウスの共済価額＝本体の再建築価額×時価現有率

＋プラスチックフィルム等の再取得価額×被覆経過割合

プラスチックフィルム等の再取得価額＝プラスチックフィルム等の標準価額×被覆面積

② 附帯施設の共済価額の算定

附帯施設の共済価額＝再取得価額×時価現有率

③ 施設内農作物の共済価額の算定

施設内農作物の共済価額＝当該施設内農作物が栽培されている特定園芸施設

の再建築価額×作物区分ごとの施設内農作物価額算定率

（注）・施設内農作物価額算定率は施設内農作物の生産費を勘案して、果菜類、葉菜類、花き類の3段階に設定されています。

④ 特定園芸施設撤去費用額の共済価額の算定

設置面積×単位当たり撤去費用額

⑤ 園芸施設復旧費用額の共済価額の算定

本体復旧費用額＝本体再建築価額×調整率

附帯施設復旧費用額＝附帯施設再取得価額×調整率

※調整率（耐用年数により変動します。）

- ・耐用年数内の施設の調整率＝100％－時価現有率
- ・耐用年数経過後の施設の調整率＝75％－時価現有率

(4) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

すべての共済目的ごと（復旧費用に係るものを除く）の共済掛金率は、組合員個別金額被害率をもとに危険段階別に定められています。

共済掛金率は金額被害率をもとに3年を基本に改定されます。

共済掛金に対して5割の国庫負担があり、農家負担掛金の軽減が図られています。

ただし、復旧費用部分の掛金は全額農家負担となります。

(5) 共済金の支払額

園芸施設共済に加入した特定園芸施設等が、共済事故によって損害を被ったときには、その損害の額が3万円（共済価額の10分の1に相当する金額が3万円に満たないときは、共済価額の10分の1に相当する金額）を超える場合に、その都度、共済金をお支払いいたします。共済金の支払額は、次式により算出される金額となります。

共済金の支払額＝損害額×（共済金額/共済価額）

損害額＝被害額－（残存物価額＋賠償金等）

被害額

① 特定園芸施設等

被害額＝特定園芸施設の共済価額×損害割合＋附帯施設の共済価額×損害割合
＋施設内農作物の共済価額×損害割合×（1－分割割合）

ただし、プラスチックハウスの被覆材であるプラスチックフィルム等の被害額は、プラスチックフィルム等の価額から、当該プラスチックフィルム等の価額に自然消耗割合を乗じて得た額を差し引いた額とします。

なお、施設内農作物の病虫害は加入者の方が共済目的について、施設の管理、病虫害防除、土壌、肥培管理等の通常すべき管理その他損害防止がなされていたにもかかわらず不可抗力的に発生した病虫害のみを共済金の支払い対象とし、通常すべき管理等がなされないことによって発生した病虫害は、基準を定めた分割評価により、損害額からその部分を除外して共済金の算定を行うこととなります。

② 特定園芸施設撤去費用額

被害額＝撤去費用領収書等の金額（被覆材を除く）

（ただし、㎡当たり撤去費用額×設置面積×本体の損害割合が限度額。）

なお、撤去に要した金額が100万円を超えたとき又は損害割合（被覆材を除く）が50%（ガラス室は35%）を超えたときのいずれかに該当する場合に限る。

③ 本体復旧費用額

被害額＝復旧費用領収書等の金額（被覆材除く）－本体被害額（時価部分）

（ただし、本体再建築価額×調整率×本体の損害割合が限度額。）

④ 附帯復旧費用額

被害額＝復旧費用領収書等の金額－附帯施設被害額（時価部分）

（ただし、再取得価額×調整率×損害割合が限度額。）

(6) 撤去・復旧計画書及び領収書等の提出

特定園芸施設撤去費用額の申し出又は園芸施設復旧費用額の申し出をしている場合は、損害通知に加えて速やかに、撤去・復旧計画書（撤去・復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。）を提出してください。

また、撤去又は復旧したときは、遅滞なく、特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書を共済事故から1年以内に提出してください。（ただし、災害救助法が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が遅れる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他組合員の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合であって、当該通知を1年以内にできないときは、当該1年が経過する前に組合の承認を受けて、

3年を限り、その期間を延長することができます。)

(7) 共済金を一部又は全額お支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金を一部又は全額お支払いできないことがあります。

- ① 加入者の故意・重大な過失・法令違反による損害
- ② 加入した特定園芸施設等が本来持っている性質・欠陥による損害
- ③ 加入者が損害発生の通知を怠り、故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき
- ④ 戦争・革命・内乱及び暴動等による損害
- ⑤ 核燃料物質の放射性・爆発性等による損害
- ⑥ 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき、又は通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき
- ⑦ 損害調査等に必要な書類を偽造・変造したとき
- ⑧ 共済事故発生の際の調査を妨害したとき
- ⑨ 特定園芸施設撤去費用額の申し出又は園芸施設復旧費用額の申し出をしている場合で、共済事故から1年以内に、特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書を提出しなかったとき

(8) 支払責任のない損害

自然の消耗によって生じた被覆物の損害について、支払う責めに任じません。

(9) 共済責任期間中の通知義務

共済責任期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠ったとき、共済金をお支払いできない場合や契約を解除・失効しなければならない場合もあります。

- ① 加入した特定園芸施設等を譲渡、移転、解体、増築若しくは改築したとき
- ② 加入した特定園芸施設等の構造若しくは材質を変更したとき
- ③ 加入した特定園芸施設等が共済事故以外の事由により破損若しくは滅失したとき
- ④ 加入した特定園芸施設等を他の保険若しくは共済に付したとき
- ⑤ 施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき
- ⑥ 加入した施設内農作物が発芽したとき又は加入した施設内農作物を移植したとき

(10) 事故発生損害通知

加入した特定園芸施設等に共済事故が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生通知及び損害通知をお願いいたします。

(11) 損害防止の義務

加入者は、加入した特定園芸施設等について、通常の管理、損害防止を行うとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。

(12) 告知義務違反による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾の時から6ヵ月を経過したときは、消滅します。

なお、加入申込みの承諾の当時に組合が不実の告知の事実を知っていたり、共済媒介者が組合員に対し不実の告知を勧めたときなどは、解除できません。

(13) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由。

(14) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した

共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任を負いません。

(15) 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合

他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者が、損害賠償を目的に特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、損害賠償請求権を有する所有者が共済金を請求する権利について先取特権を有します。債務の弁済又は所有者の承諾があれば、決められた範囲内で直接請求ができます。この場合、損害賠償請求権を有する所有者への譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関する差し押さえができます。

6. 建物共済

建物共済に加入している建物、家具類に共済事故が発生し、損失が出たときに共済金を支払う事業です。

○契約概要のご説明

I. 仕組みおよび引受条件等

(1) 加入資格のある方は、組合員資格を有し、建物を所有又は管理する方です。

(2) 補償対象となる事故（共済種類）

建物共済には建物火災共済、建物総合共済の2種類あり、支払対象となる事故に違いがあります。特に火災共済へご加入の場合、風・雪・洪水・地震等の自然災害による損害は支払われませんので、ご注意ください。

① 建物火災共済

火災、落雷、破裂又は爆発、建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊、建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触、給排水設備に発生した事故及び加入者以外の者が占有する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水又は出水による水ぬれ（老朽化や給排水設備単独の損害は対象外となります）、盗難により生じたき損・汚損、騒乱及び集団行動による暴力や破壊行為（以下「火災等事故」といいます。）

② 建物総合共済

上記の「火災等事故」に加え、以下の自然災害による損害が対象となります。

台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震、噴火及び津波（以下「地震等事故」といいます。）その他これらに類する自然現象

(3) 補償の対象（共済目的）

建物共済の補償の対象は、建物（注1）及びその建物に附属又は収容する次の物（注2）です。

① 建物の基礎及び畳、建具その他の従物、電気・ガス・水道・空調設備などの付属設備（補償の対象としない旨の申出がなければ、補償の対象となります。）

② 建物に附属する門・垣・塀その他の工作物（補償の対象とする場合は、申出が必要です。）

③ 建物に収容されている家具類（補償の対象とする場合は、申出が必要です。）

（注1）建物であっても、構造、設備及び用途（業種）などにより補償の対象にできない場合があります。

（注2）次の物は補償の対象となりません。

- ・道路運送車両法に規定する自動車
- ・通貨、有価証券、預貯金証書（預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。）、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
- ・貴金属、宝玉及び宝石並びに書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
- ・稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ・動物及び植物等の生物
- ・営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物（農機具は除きます。）
- ・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの

- ・船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含む)及び航空機
- ・建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

(4) 損害共済金のお支払い額

損害共済金のお支払い額の算定方法は、火災等事故、地震等事故を除く自然災害、地震等事故ごとに異なります。なお、共済金額が共済目的の価額(共済価額)に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられよう共済価額に見合った共済金額(加入金額)をお申込み下さい。また、建物総合共済における地震等のお支払いでは、ご加入いただいた共済金額は共済金額×50%として計算されますのでご注意ください。

(5) 前記の損害共済金に加えて次の費用共済金をお支払いします。

① 残存物取片付け費用共済金

損害を受けた共済目的の残存物の取り壊し・片付け費用の実費(損害共済金×10%が限度)をお支払いします。(地震等による事故を除く)

② 地震火災費用共済金

「火災共済」において地震等事故による火災により一定以上の損害が発生した場合、共済金額×5%をお支払いします。なお、総合共済においては、地震等事故について損害共済金をお支払いするため、地震火災費用共済金のお支払いはありません。

③ 特別費用共済金

前記(2)の事故(地震等による事故を除く)において、損害割合(共済価額に対する損害額の割合)が80%以上の場合、仮住まい費用などに対して共済金額×10%(200万円が限度)をお支払いします。

④ 損害防止費用共済金

消火活動のために使用した消火薬剤等の再取得費用を約款に基づく算定方法により、お支払いします。

⑤ 失火見舞費用共済金

延焼等により近隣の他世帯に被害がおよんだ場合、被災世帯×20万円(共済金額の20%が限度)をお支払いします。

(6) 共済金をお支払いしない場合

① 次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

ア. 共済掛金等の払込みを受ける前に発生した損害

イ. 加入者(加入者でない方で共済金を受け取る方も含めます。)又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害

ウ. 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって発生した損害

エ. 事故の際における紛失又は盗難

オ. 共済目的の性質又は欠陥によって発生した損害

カ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって発生した損害

キ. 地震等によって発生した損害(建物総合共済における地震等による事故及び建物火災共済における地震火災費用共済金を支払う場合は除きます。)

ク. 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害

② 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。

ア. 加入者が損害発生の場合の手続きの通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をした場合

イ. 加入者が正当な理由がないのに損害調査を妨害した場合

ウ. 加入者が損害防止義務の指示に従わなかった場合

エ. 告知義務・通知義務の違反による解除、又は重大事由による解除により契約を解除した場合

オ. 加入者が共済金の請求を3年間怠った場合

(7) 付帯できる特約及びその概要

建物共済に付帯できる特約及び概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

特約の名称	特約の概要	ご留意事項
新価特約	損害共済金算定の基となる共済価額及び損害額を再築又は再取得するために要する再取得価額で評価します。	建物の築年数によっては付帯できない場合があります。
小損害実損填補特約	損害の額が30万円以下の小損害事故の場合に損害の額を共済金としてお支払いします。なお、この特約は建物火災共済又は建物総合共済の共済金額が1000万円以上の契約に付帯できます。	責任期間中に共済金額を減額したことにより、1000万円を下回った場合はこの特約は解除されます。
臨時費用担保特約	事故の際の臨時の出費のために損害共済金×加入の際に選択された給付割合(10, 20, 30%)をお支払いします(250万円が限度)。また、火災等事故により加入者や同居人などの方が、死亡又は後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%(200万円が限度)をお支払いします。	共済掛金等は臨時費用共済金に相当する分が割増となります。 地震等の事故はお支払いできません。
費用共済金不担保特約	事故の際にお支払いする共済金は、損害共済金のみで、費用共済金のお支払いはありません。	共済掛金等は費用共済金に相当する分が割引となります。
収容農産物補償特約	建物総合共済の共済目的である建物に収容される農産物(米穀、麦、大豆)が共済事故により損害を受けた場合に、その損害に対して収容農産物損害共済金をお支払いします。	共済責任期間は次のいずれかが選べます。Aタイプ(申し出た開始日から末日までの120日以下の期間)。Bタイプ(主契約の責任期間と同一の期間)
自動継続特約	毎年の更新手続きの必要がなく、責任期間を最大10年間自動継続いたします。	共済掛金等は毎年お支払いいただきます。

II. 共済責任期間

- (1) 建物共済の共済責任期間は1年です。なお、ご都合により責任開始日を同じにするために限り、1年未満の共済責任期間で申込むことができます。
- (2) ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。加入申込後にお送りする「加入承諾書兼(掛金納入)通知書」に記載されている責任開始日までにお支払いください。なお、ご契約内容は建物共済証券でご確認ください。
- (3) 加入申込書に記載された責任開始日を過ぎてお支払いいただいた場合の責任期間は、お支払い日の午後4時から1年間となります。なお、共済掛金等のお支払い前の事故については、共済金のお支払いはできません。

III. 加入条件(共済金額等)

- (1) 加入の単位
 - ① 建物1棟ごとの加入となります。(家具類も含めた場合も合わせて1棟となります。)
 - ② 家具類は加入建物に収容されている物に限ります。
 - ③ 家具類単独での加入はできません。
- (2) 共済金額の設定
 - ① 共済金額は、(3)の条件の範囲でご契約ください。なお、用途等により加入できる共済金額の制限があります。
 - ② 共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の再建築(取得)価額に見合った共済金額を設定してください。共済金額が再建築(取得)価額に対して過小である場合は、損害額の一部しか補償されなかったり、過大である場合は共済掛金等が無駄になることがあります。
- (3) 共済金額の設定条件

- ① 建物火災共済の共済金額の最高限度額は1棟6,000万円です。
- ② 建物総合共済の共済金額の最高限度額は1棟4,000万円です。
- ③ 共済金額の設定は、1棟ごとに10万円以上で、1万円単位となります。

IV. 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、建物の用途・構造、付帯する特約などにより決まります。詳しくはパンフレットをご覧ください。組合にお問い合わせください。

7. 農機具共済

農機具共済に加入している農機具に共済事故が発生し、損失が出たときに共済金を支払う事業です。

(1) 共済事故

共済事故は次のとおりです。

① 農機具火災共済

火災、落雷、物体の落下・飛来（ただし、その現象が建物及び建物の内部で発生したものを除きます。）、破裂、爆発、盗難による盗取・き損、鳥獣害、第三者行為による不可抗力のき損（以下「火災等による事故」という。）

② 農機具総合共済

- ・火災等による事故
- ・衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み
- ・台風、暴風雨、洪水等による風水害、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらの事故に類する自然災害（*ただし、地震、噴火、津波を除きます。）による損害

③ 農機具更新共済

- ・火災等による事故
- ・衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み
- ・台風、暴風雨、洪水等による風水害、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらの事故に類する自然災害（*ただし、地震、噴火、津波を除きます。）による損害
- ・共済責任の終了又は満了に伴う経年減価による損害

※地震、噴火、津波による損害については、「地震等担保特約」を付した場合に限り、加入共済金額の50%を限度としてお支払いします。ただし、損害割合が5%以上となった場合に限りません。

(2) 共済責任期間の開始及び共済責任期間

① 農機具損害共済（農機具火災共済及び農機具総合共済）

共済責任期間は、組合が加入者から共済掛金等の払込みを受けた日（共済関係成立時の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後4時から始まりその期間は1年です。ただし、共済責任期間の始期を統一する必要があるときは、1年未満とすることができます。この場合の共済掛金等は、共済責任期間の月数に応じた係数を乗じて得た額となります。

② 農機具更新共済

共済責任期間は、組合が加入者から初回の共済掛金等の払込みを受けた日（共済関係成立時の書面にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後4時から開始します。また、共済責任期間は、共済責任開始日の午後4時から末日の午後4時までとなっており、3年以上の期間であって、農機具の耐用年数から既に経過した年数を差し引いた年数の範囲内の期間となります。

翌年度以降の共済掛金等は、共済責任期間の開始月日に応答する日までに納入いただくこととなりますが、14日間の猶予期間（この猶予期間中に共済事故が発生した場合、支払う共済金から共済掛金等に相当する額を差し引くことになっております。）があります。この猶予期間を過ぎても共済掛金等の払込みがないときは、共済関係は失効し、共済事故が発生しても共済金が支払えないこととなります。

(3) 新調達価額

新調達価額とは、共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具の価額

で、市場における新品の小売価格になります。なお、農機具損害共済は未評価保険の為、引受時の新調達価額が事故時の審査で変わる場合があります。

(4) 共済金額

共済金額は、加入申込みのときに加入者が農機具1台ごとに申し出た金額ですが、その上限は2,000万円です。ただし、未使用の状態で購入した農機具にあっては新調達価額、中古購入農機具の場合は、購入価額若しくは農機具共済の基準による時価額のいずれか低い額が限度額となります。また、中古で購入した農機具は「付保割合条件付実損てん補特約」を付帯しなければ加入できません。

農機具更新共済に加入されている方で農機具の買い替え資金を積み立てるための減価共済金額は、共済金額を限度として加入されている農機具の経年減価額の範囲内で、加入者が申し出た金額です。

なお、共済関係の成立時に共済金額がその新調達価額を超えている場合には、善意でかつ重大な過失がなかったときは、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。また、共済関係の成立後に共済価額が著しく減少したときは、組合に対して、将来に向けて、共済金額の減額を請求することができます。

(5) 共済掛金等

共済掛金等は共済金額に共済掛金率等に乗じて得られた額で、加入申込みの承諾の通知に記載された払込期限までに組合に払い込んで下さい。

なお、共済関係の成立後に、てん補する損害の発生の可能性が著しく減少したときは、組合に対して、将来に向けて、共済掛金について、減額を請求することができます。また、共済関係の成立後に共済価額が著しく減少したときは、組合に対して、将来に向けて、その減少後の共済金額に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。

(6) 共済掛金率

農機具総合共済において、「無事故割引・有事故割増料率制度」により、加入者の危険の程度(等級)に応じて農機具1台ごとに翌年の割引・割増の掛金率を設定します。

- ① 掛金率区分を10等級に設定し、基本等級である4等級から始まり、割引は等級が下がり、割増は等級が上がります。(はじめて加入する場合は基本等級が適用されます。)
- ② 2年間連続して無事故の場合、1等級割引となります。もし契約が途切れた場合は割引が適用されないこともありますので注意して下さい。
- ③ 割増対象事故は、衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込みとなります。
- ④ 割増対象事故1件につき共済金をお支払いした場合、次の契約から1等級割増となります。
- ⑤ 再加入いただく場合、継続期間に応じて前回の等級を引き継ぎます。
- ⑥ 責任期間が1年未満(短期)の加入で、責任期間中に割増事故が発生した場合、次回契約更新時の等級は上がりますが、無事故の場合は、等級は据え置きとなります。
- ⑦ 次回の等級は、事前に書面でお知らせします。

(7) 共済金の支払額

農機具共済に加入した農機具が、共済事故によって損害を被ったときには、次の共済金をお支払いします。なお、請求に必要な書類の作成費用については、加入者負担となります。

① 災害共済金

災害共済金とは、共済事故による損害に対してお支払いする共済金です。ただし、農機具損害共済の場合、同一共済責任期間における災害共済金の額の合計は共済金額に相当する金額を限度とします。

災害共済金を支払うべき損害の額は、農機具の新調達価額又は共済金額のいずれか低い額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な最低額によって定めます。

分損の場合、材料費、技術料、その他修繕費に関する経費の合計額が損害の額になりますが、技術料単価、引上げ費用、運搬費用等は、審査基準の上限があります。

加入している共済金額が損害評価によって決定された新調達価額に満たない場合は、損害額に付保割合(新調達価額に対する共済金額の割合、付保割合条件付実損てん補特約を付した場合は新調達価額×約定割合に対する共済金額の割合)を掛けた額を災害共済金として計算し、お支払いするため、修理費用を下回る場合があります。

② 臨時費用共済金

臨時費用共済金は、災害共済金のほかにその損害に伴う臨時の費用に対して支払われる共済金です。その内訳として次の2つの共済金があります。

・臨時費用共済金

共済事故により、臨時に出費するであろう費用をお支払いする共済金です。支払われる額は、共済金額に損害割合（＝災害共済金の支払額/新調達価額）の10%を乗じて得た額となります。

・傷害費用共済金

加入者及びその親族等が、共済事故に直接起因し、30日以上入院加療が必要になったとき、又は死亡若しくは共済約款に定める後遺障害を被ったときにお支払いする共済金です。ただし、加入した農機具が農業用貨物自動車等の場合には、傷害費用共済金はお支払いできません。

(8) 復旧義務

共済事故により農機具が損害を被った場合、その農機具は事故発生の日から1年以内に復旧しなければなりません。また、復旧した事を証明する書類を組合に提出しなければなりません。

復旧しなかった場合には、災害共済金が時価損害額（経年減価を考慮した損害額）までのお支払いとなります。また、部品供給不可のため修理できない場合も同様の取扱いとなります。

(9) 支払共済金の分担

災害共済金の支払いにあたり、加入契約をいただいた農機具に補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、かつ、それぞれの契約の支払額合計が共済約款に定める支払い限度額を超えるときは、損害の額にこの組合の支払責任額の当該合計額に対する割合を乗じて得た金額となります。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の一部が支払われず、この共済関係による災害共済金との合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に損害の額に満たない額を加えた金額となります。

なお、支払うこととなる災害共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額となります。

災害共済金にかかる臨時費用共済金も同様となります。

(10) 賠償金等

第三者行為により賠償金等を取得した場合は、その分を差し引いて災害共済金を支払います。

(11) 共済金をお支払いできない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- ① 加入者若しくはその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）又は運転者の故意若しくは重大な過失
- ② 加入者と生計を共にする同居の親族の故意による損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的のなかった場合を除きます。）
- ③ 加入者でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害
- ④ 農作業以外の使用目的による事故
- ⑤ 加入した農機具が本来持っている欠陥、摩滅、腐食、さび、その他の自然消耗によって生じた損害
- ⑥ 故障・凍結・消耗部品にのみ生じた損害
- ⑦ パンク修理
- ⑧ 作業目的物による損害
- ⑨ 被共済農機具から取りはずされて農機具上にない部分品、付属品もしくは機械器具に生じた損害
- ⑩ 燃料の劣化などによるキャブレター等の目詰り
- ⑪ 川、沼などからの給水による防除機の見詰り
- ⑫ 稼働中の負荷、衝撃によるミッション内部及びクラッチ盤に生じた損害
- ⑬ バッテリー等からの過電流により生じた電子基板の損害
- ⑭ 戦争・革命・内乱及び暴動等による損害
- ⑮ 核燃料物質の放射性・爆発性等による損害

- ⑯ 地震、噴火、津波（以下「地震等」といいます）による損害
 ※地震等が直接又は間接の原因となって発生した火災・破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害についても共済金の支払い対象になりません。ただし、地震等担保特約を付した場合を除きます。
- ⑰ 加入者が損害発生のお知らせを怠り、故意・重大な過失によって事実と異なる通知をしたとき
- ⑱ 共済事故発生の際の調査を妨害したとき
- ⑲ 損害調査等に必要な書類を偽造・変造したとき
- ⑳ 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- ㉑ 加入者が共済金の支払い請求手続きを3年間怠ったとき
- ㉒ 損害の額が新調達価額の5%に満たない場合、又は損害の額（免責事項に該当する場合はその額を差し引いた残額）が1万円に満たない場合
- ㉓ 損害部品が廃棄され、確認できないとき
- ㉔ ローターリー又は代掻きハローの事故の際、申込時にその記載がないとき（13）参照
- ㉕ 農機具損害共済で一共済責任期間内に同じ契約の農機具に複数の事故が発生した場合、お支払いできる災害共済金の合計額は共済金額までとなりますのでご注意ください。（18）①参照
- ㉖ 下記部品については、共済事故であっても、自然消耗との関連から部品単価に下記割合を乗じて得た額を損害の額としてお支払いします。ただし、「衝突」、「接触」、「墜落」、「転覆」、「異物の巻き込み」による共済事故に適用します（なお、上記の事故によって生じた火災、破裂・爆発を含みます）。

部 品 名	割合
ロータリー等の爪、爪軸、ハローのレーキ(レベラ)、チェーンケースカバー、刈刃、カッターの刃、モアアのディスク、ヘーレーキ等のタイン、除雪機のオーガ、受網、チェーン、ホイール一体型タイヤ、溝切り機・カルチベーター等の培土板(アッセンブリーを含む)、あぜ塗機のディスクおよび上面ローラ(アッセンブリーを含む)、ワイヤー類、ユニバーサル・ジョイント、プラウ・ソイラ等の刃、溝掘機のオーガ、バケット、グレーダー	5割
タイヤ、チューブ、クローラ、ロータリー等のゴムカバー、ベルト類、ホース類、ビニール製ダクト類、ゴムローラ類、ゴム製レーキ(レベラ)、マニユアスプレッダーの床板	3割

- ㉗ 損害発生のお知らせが遅れた場合、農機具の型式等の相違があった場合、多重事故があった場合など、下記のような免責基準があります。

速報遅延	3ヵ月以上	10%	事故発生通知の早期提出、共済金の早期支払いを目的に、速報の遅延したものに損害額の一部免責を適用する。「速報遅延」は事故発生日から事故速報の提出のあった日までの期間による。
	6ヵ月以上	20%	
	1年以上	30%	
型式の相違	3ヵ月未満	20%	「型式の相違」は買い替え日から事故日までの期間による。
	3ヵ月以上	30%	
多重事故	3回目	10%	更新共済において応答日から翌応答日までの1年間に同一加入者、同一機種が3回以上事故発生した場合の3回目以降の事故に対し免責を適用する。ただし、火災、鳥獣害及び自然災害（落雷を含む）による事故は除く。
	4回目	20%	
	5回目以降	30%	
その他の損害防止義務違反		10%	パイプハウス格納中の雪害 軒下放置中の雪害
		40%	定期点検における不良箇所の見落とし、調整間違い（共済事故であっても、オイル漏れや交換不良、ベアリング等の消耗・破損によって波及した損害など）
		100%	車検切れ期間中に発生した特殊物件の事故

- ㉘ 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込みによる共済事故については、過失責任として損害の額から10%を差し引いた額を損害の額とします。

(12) 修理見積書（又は修理報告書）の提出

修理見積書（又は修理報告書）は、加入者の方が修理業者に依頼して組合に提出していただくことが基本となります。提出された修理見積書（又は修理報告書）はその内容を審査した結果、復旧する為に必要な最低額と認められないときは、減額される場合があります。なお、部品供給不能の場合であっても、その部品が供給できるものとみなした見積額により損害額を算定いたします。

(13) 附属装置

農機具の附属装置は、農機具共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは共済目的には含まれません。

例えば、トラクターを「附属装置あり」で加入する場合は、「トラクター本体、ロータリーおよび代掻きハロー」のセット加入であることを意味します。代掻きハローを所有していない場合や、ウイング式の代掻きハローを所有している場合は、事故の際の損害評価で新調達価額に変更が生じることがありますので、加入申込書や証券などの「附属装置」欄をご確認の上、訂正が必要な場合は予めお申し出願います。

(14) 告知義務違反による解除

加入の申込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないときは、消滅します。

なお、加入申込みの承諾の当時に組合が不実の告知の事実を知っていたり、共済媒介者が組合員に対し不実の告知を勧めたときなどは、解除できません。

(15) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由。

(16) 解除の効力

解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任は負いません。

(17) 共済関係の失効

共済目的の譲渡又は相続その他包括継承があったときは、農機具共済の共済関係に関する権利義務を承継した場合を除き、その譲渡又は相続その他の包括継承があった時から共済関係の効力を失います。

また、共済目的が共済事故以外の事由により滅失したとき、その滅失した時から共済関係の効力を失います。

なお、組合員の責めによらない事由により、滅失した場合には、既に払い込みを受けた共済掛金の全部又は一部を返還します。

(18) 共済関係の消滅・終了

組合員の資格を喪失したときは、その時の属する共済責任期間（更新共済にあつては、その時の属する共済掛金期間）の満了の時に、共済関係は消滅します。

共済事故による災害共済金の支払額、損害割合により、以下により共済関係が消滅・終了します。

① 農機具損害共済

共済責任期間中であっても、支払われた災害共済金の合計額が共済金額に相当する金額になったとき、契約は消滅します。

② 農機具更新共済

共済責任期間中であっても、共済事故によって受けた損害割合が経年減価残存率以上となったとき、契約は終了します。

この場合、災害共済金のほか約款に定める算式に基づき、積立部分の減価共済金もあわせて

支払います。

(19) 共済責任期間中の異動通知

共済責任期間中に加入申込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合にご連絡願います。加入者がこの通知を怠ったときは、共済金をお支払いできない場合や、契約を解除しなければならない場合、契約が失効する場合がありますのでご注意ください。

なお、契約の解除・失効にあたっては、共済責任期間中のうちまだ経過していない期間に対応する共済掛金に係数を乗じて得た額を返還いたします。

- ① 加入した農機具について補償内容を同じくする他の共済・保険に加入したとき
- ② 加入した農機具を譲渡又は解体・廃棄するとき
- ③ 加入した農機具が共済事故以外の原因によって破損したとき
- ④ 加入した農機具の用途を変更したり、大きく改造したとき
- ⑤ 加入した農機具の格納・設置場所を変更するとき
- ⑥ 加入した農機具についての危険が著しく増加したとき

(20) 農機具の入れ替え

加入した農機具を責任期間中に更新するなど買い替えたときは、組合に連絡して下さい。なお、正当な理由がなく連絡がない場合は、新たに購入した農機具について契約を継続できない、又は共済金を一部免責する場合があります。

(21) 共済掛金等の追徴又は返還

共済責任期間中の異動通知があった農機具について、組合が必要と認めたときは、共済掛金等の追徴又は共済掛金の返還をすることがあります。

(22) 損害発生の通知

農機具に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。

なお、事故発生の通知が正当な理由がないのに3ヵ月以上遅れた場合には、その遅れの程度に応じて損害額を減額することがあります。(11) ㉗参照

(23) 損害防止等の義務

加入者は、加入契約した農機具について通常のご操作・管理・損害防止措置を行うとともに、事故が発生したときは、その防止・軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあります。

(24) 他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合

他人の農機具を管理する者が、損害賠償を目的に農機具損害共済に付したときは、損害賠償請求権を有する所有者が共済金を請求する権利について先取特権を有します。債務の弁済又は所有者の承諾があれば、決められた範囲内で直接請求ができます。この場合、損害賠償請求権を有する所有者への譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関する差し押さえができます。

(25) 自動継続特約

組合員が申し出て組合がこれを承諾したときは、自動継続特約を付すことができます。共済責任期間満了の日の属する月の前月10日までに解除の意思表示がないときは、満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を1年とする共済関係で継続引受します。自動継続後の共済関係に係る共済掛金等は、継続前の共済責任期間の満了日までに払い込むものとします。

払い込み期限の翌日から起算して14日間を猶予期間とし、その期間内に払い込みがあった場合は、継続前の共済責任期間満了日の午後4時から共済責任といたします。ただし、この猶予期間内に共済事故が生じ、その期間内に共済掛金等が払い込まれていないときは、共済金を支払いません。また、猶予期間の末日までに払い込みがない場合は共済関係を解除いたします。

(平成30年4月調整)

山形県農業共済組合

〒 994 - 8511 山形県天童市小関1333番地

TEL (023)656-8988 (代) FAX (023)656-8980